

## 要介護認定を受けている人も 障害者控除が受けられます

☎ 高齢福祉介護課 (☎65-7789)

介護保険の要介護認定を受けている人やその人を扶養している人で、次の要件を満たしている人は、確定申告で障害者控除を受けることができます。

### 【認定要件】

令和元年12月31日現在、介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人

○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること。

○介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であると読み取れること。

※控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、左記窓口へ申請してください。

### 【申請窓口】

高齢福祉介護課(本庁舎1階)  
北部振興局(福祉生活課)、各支所

### 【認定書に関する問合せ】

高齢福祉介護課(本庁舎1階)  
☎65-7789

### 【税に関する問合せ】

税務課(本庁舎1階)  
☎65-6524

## 学校給食用物資納入業者の 追加登録申請を受け付けます

☎ 長浜市学校給食会事務局 (☎63-5818)

長浜市学校給食会へ給食用物資を納入するには物資納入業者登録が必要です。4月からの新規登録や登録内容の追加を希望する事業者は、期限内に申請をしてください。

なお、現在登録されている事業者で変更のない場合は申請の必要はありません。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 【受付期間】

2月3日(月)～20日(木)※土・日・祝日を除く  
8時30分～17時

※郵送の場合、2月20日(木)必着

### 【参加資格】

○3年以上にわたり継続して業務を行っている者  
○納期限が到来している市税等の未納がないこと

### 【登録期間】

4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

### 【提出書類】

申請書、納税証明書、保健所の営業許可書、業務開始報告書、食品衛生監視票

※申請書などは、事務局にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

### 【提出方法】

郵送または直接左記まで提出してください。

### 問合せ・提出先

〒526-0844 南田附町5355  
長浜市学校給食会事務局  
(長浜南部学校給食センター内)  
☎63-5818



▲市ホームページ

## 市営住宅の入居者を募集します

☎ 建築住宅課 (☎65-6533)

### 【申込要件】

- 次のすべての条件を満たす人
- 市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと。
- 申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと。
- 申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること。  
※特定の条件を満たす場合は21万4千円以下になります。  
詳しくは担当課までお問い合わせください。
- 現に住宅にお困りであること。
- 一般入居向け住宅は、現に同居し、または同居しようとする親族があること(新庄寺団地を除く)。
- 子育て支援向け住宅は、申込時点で中学校就学前の子を扶養し、現に同居、または同居を予定していること。

### 【募集期間】

- 1月24日(金)～2月3日(月)
- 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
- なお、1月30日(木)は19時まで
- ※1月20日(月)から建築住宅課(本庁舎2階)および北部振興局、各支所で募集案内を配布します。

### 【選考方法】

申込要件をすべて満たす人の中から、公開抽選対象者を決定し、その後公開抽選により入居者を決定します。

### 【入居の時期】

3月下旬を予定

### 【その他】

- 入居には、保証人が2人必要になります。
- 子育て支援向け住宅は、連帯保証人の数による入居期間と、最年少の子どもが18歳に達した日以降の最初の3月31日のいずれか短いほうです。
- 入居者の収入月額により、家賃が段階的に異なります。
- 原則として代理人を通じての申込はできません。
- 入居時に際しては、敷金(家賃3か月分)が必要です。

## 書きそんじハガキの回収に ご協力ください

☎ 長浜ユネスコ協会事務局 (☎65-6552)

長浜ユネスコ協会・(公社)日本ユネスコ協会連盟では、皆さんが書き損じた年賀状などを集めて、戦争や貧困などで教育の機会に恵まれない世界中の人々に「学びの機会」を「寺子屋」を広げる活動「ユネスコ世界寺子屋運動」を実施しています。

これまで、主にカンボジア、アフガニスタン、ネパール、ミャンマーなどへの支援が行われ、現在532軒の寺子屋が建設され、130万人以上の人々が学ぶことができました。

11枚の書き損じハガキ、または未使用の切手500円分で1人が1か月学校に通える支援になります。ご協力をお願いします。

### 【回収場所】

市役所本庁舎(東口・南口)・北部振興局・各支所、まちづくりセンター、図書館等

### 【期限】

1月31日(金)

### 【対象】

- ①未投函の書き損じハガキ
  - ②切手(未使用・使用済みどちらでも可)
  - ③未使用の収入印紙
  - ④未使用テレフォンプラカード
- ※全て額面は問いません。

### 問合せ先

長浜ユネスコ協会事務局  
(生涯学習文化課内)  
(本庁舎3階)  
☎65-6552



## 中小企業支援「補助金制度説明会」 を開催します

☎ 商工振興課 (☎65-8766)

中小企業者、小規模事業者の皆さんの設備投資、販路開拓などの経営課題解決やビジネスプランの後押しをする「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」などを中心とした補助金制度の説明会を開催します。

※公募前の情報を基にした補助制度の内容ですので変更される場合があります。公募申請をされる場合は、正式な公募要領をご確認ください。

【とこ】 長浜商工会議所2階 会議室

【とき】 1月27日(月)15時～17時

【参加料】 無料

【対象者】 市内の中小企業者・小規模事業者

### 【内容】

- 国などの補助金制度内容について
- 補助上限額および補助率アップの要件について
- 経営指導員による相談

### 問合せ・申込先

(二社)長浜ビジネスサポート協議会  
☎53-2770  
☎53-2780  
✉info@nagahamabiz.com